

添付資料1

■：選定事業者の提案により調整可能な範囲

※1：本施設（新体育館及び公園）の引渡期限は2029年（令和11年）9月28日までとし、詳細は選定事業者が提案する供用開始日を踏まえて市と協議の上で定める。
 ※2：一部、契約締結後から実施する業務も含む。詳細は要求水準書参照。 ※3：2029年（令和11年）12月21日までの選定事業者が提案する日を本施設の供用開始日とし、その前日までを開業準備業務の期間とする。
 ※4：公園管理事務所棟は、現具志川総合体育館の解体から新体育館の整備後まで、公園管理事務所として使用する予定であることから、選定事業者が公園管理事務所棟の利活用業務に着手可能となるのは、新体育館が竣工し、公園管理事務所機能が新体育館に移転する日以降となる。これを踏まえ、選定事業者は、あらかじめ提案した利活用内容に基づき業務開始日を設定し、市と協議の上で承認を得ること。